

公共下水道使用開始届出が必要となる下水の水質

「下水」の水質がこの基準を超える場合が対象となります。また、※印の項目については基準値と等しい場合も含まれます。なお、青枠の基準値については下水道への排除基準とは異なっています。

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/リットル	セレン及びその化合物	0.1 mg/リットル
シアン化合物	1 mg/リットル	ほう素及びその化合物	A 10 mg/リットル
有機燐化合物	1 mg/リットル		B 230 mg/リットル
鉛及びその化合物	0.1 mg/リットル	ふっ素及びその化合物	A 8 mg/リットル
六価クロム化合物	0.5 mg/リットル		B 15 mg/リットル
砒素及びその化合物	0.1 mg/リットル	1,4-ジオキサン	0.5 mg/リットル
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/リットル	ダイオキシン類	10 pg-TEQ/リットル
アルキル水銀化合物	検出されないこと	クロム及びその化合物	2 mg/リットル
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/リットル	フェノール類	5 mg/リットル
トリクロロエチレン	0.1 mg/リットル	銅及びその化合物	3 mg/リットル
テトラクロロエチレン	0.1 mg/リットル	亜鉛及びその化合物	2 mg/リットル
ジクロロメタン	0.2 mg/リットル	鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg/リットル
四塩化炭素	0.02 mg/リットル	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/リットル
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/リットル	生物化学的酸素要求量(BOD)	300 mg/リットル※
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/リットル	浮遊物質質量(SS)	300 mg/リットル※
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/リットル	窒素含有量	150 mg/リットル※
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/リットル	燐含有量	20 mg/リットル※
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/リットル	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉍油類 5 mg/リットル
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/リットル		動植物油脂類 20 mg/リットル
チウラム	0.06 mg/リットル	水素イオン濃度(pH)	5.7を超え 8.7未満※
シマジン	0.03 mg/リットル	温度	40℃※
チオベンカルブ	0.2 mg/リットル	よう 沃 素 消 費 量	220 mg/リットル※
ベンゼン	0.1 mg/リットル	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	125 mg/リットル※

【備考】

「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」の基準のうちAについては千田・江波・和田処理区内、Bについては旭町・西部・東部(旧大州処理区含む)処理区内の事業場に適用される基準です。